

## 東京六大学野球連盟通報相談処理規程

### (目的)

第1条 この規程は一般財団法人東京六大学野球連盟(以下「本連盟」という)定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、本連盟の野球競技を行う者の権利利益を保護し、野球競技の場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等(以下「不当行為等」という)の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

### (通報相談窓口の設置)

第2条 不当行為等の通報相談を受け付けるため、弁護士による通報相談窓口を設置する。

### (利用方法)

第3条 通報相談窓口の利用方法は、FAX、電子メール、書面とする。

2. 本連盟は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。
3. 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取り扱いがなされないよう取り進めることとする。
4. 通報相談窓口を利用する者は、通報相談内容に係わる事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足る相当な根拠を示して行うよう努めなくてはならない。
5. 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保できない事等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障をきたす場合にはその責務を免除されるものとする。

### (利用者の範囲)

第4条 通報相談窓口の利用者は本連盟に登録されている役職員及び野球部員、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから6か月を経過しない者とする。

### (相談内容)

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、日本学生野球憲章違反、本連盟についての法令違反またはそれに準ずる反社会的行為とする。但し、個人の職務外の法令違反等行為並びに、私怨、誹謗中傷不平不満に関するものは除く。

2. 前項による反社会的行為には、暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を含みパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、反社会的勢力(暴力団等)との関係をも含む。
3. 通報相談窓口寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。
4. 通報相談窓口寄せられた全ての通報対象事項は、理事長、事務局長、コンプライアンス委員会各委員のみが把握する。

### (コンプライアンス委員会)

第6条 本連盟は本連盟内にコンプライアンス委員会を設置する。委員の構成は野球部長より3名、常務理事より3名、学識経験者より1名を選出する。各委員は理事長より委嘱され、

委員長は委員の互選により選出される。

ただし、通報相談窓口の利用者に関係する委員は委員会に参加することはできない。

(調査および通知)

第7条 通報相談窓口とコンプライアンス委員会は協力して、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

2. 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、通報相談窓口利用者に通知するとともに調査結果についても、可及的速やかに取り纏め遅滞なく通知する。

(是正措置)

第8条 通報相談窓口とコンプライアンス委員会は、調査の結果、不当行為等が明らかになった場合には、本連盟 理事会に報告し理事会での審議を経て、速やかに全日本大学野球連盟に報告し、相当な是正措置その他適切な措置及び再発防止策を講じる。

2. 通報相談窓口とコンプライアンス委員会は是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシーに配慮の上、速やかに通報相談窓口利用者に対し是正結果を遅滞なく通知する。

(利用者の保護)

第9条 本連盟は通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

2. 本連盟は通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取り扱われないように適切な措置を執り、もしくは本連盟加盟校にこれを執らせるものとする。
3. 本連盟は通報相談窓口利用者により不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った者が居た場合は相当な処分を科す。

(個人情報保護)

第10条 本連盟及び本規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口へ寄せられた内容及び調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。但し、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りでない。

(調査結果等の取扱い)

第11条 本連盟は、通報相談窓口への通報等の内容、調査の結果及び措置の内容の取扱いについては、事案に応じ慎重に判断するものとする。

(改発)

第12条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

付 則

本規程は、平成31年4月1日から実施する